

資料2

第5期介護保険料の段階設定について

＝平成23年度第7回久留米市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進協議会資料＝

平成23年12月15日

久留米市 健康福祉部 介護保険課・長寿支援課

目次

1. 第4期保険料の所得段階設定（ふりかえり）
2. 第5期保険料の所得段階設定（考慮すべきポイント）
3. 所得段階または所得金額別の被保険者数
4. 所得段階設定についての粗い試算（第4期ベース）
5. 今後について

1. 第4期保険料の所得段階設定（ふりかえり）

- ① 第4期においては激変緩和措置の終了や、税制改正後に第1号被保険者となって激変緩和措置を受けていない人との均衡などが考慮され、保険者の判断で非課税層の第4段階を分割し、多段階化することが可能となり、第4段階の特例割合を新設しました。

※税制改正の内容 ①公的年金等控除の最低保障額の引き下げ(140万円→120万円)
(平成17年) ②高齢者の非課税限度額(合計所得125万円以下)の廃止

- ② 課税層の所得段階と保険料率については、市町村が条例により定めることができ、久留米市では、第3期における第5段階を第5段階と第6段階とに2分割し、全9段階の所得段階を設定し、被保険者の所得と保険料負担のバランスに配慮しました。

【参考】第3期及び第4期の保険料段階区分

	第3期計画期間の保険料区分（参考）				第4期計画期間の保険料区分			
	対象者			負担割合	対象者			負担割合
所得段階区分	第1段階	市民税世帯非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者	×0.5	第1段階	市民税世帯非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者	×0.5
	第2段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.5	第2段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.5
	第3段階		第1段階、第2段階以外の人	×0.75	第3段階		第1段階、第2段階以外の人	×0.75
	第4段階	市民税世帯課税	市民税本人非課税の人	基準月額 4,724円	第4段階の特例割合	市民税世帯課税	市民税本人非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.88
					第4段階		市民税本人非課税で、第4段階（特例段階）以外の人	基準月額 4,720円
	第5段階		市民税本人課税で、合計所得金額200万円未満の人	×1.25	第5段階		市民税本人課税で、合計所得金額125万円未満の人	×1.13
			第6段階	市民税本人課税の方で合計所得金額125万円以上200万円未満の人	×1.25			
第6段階	市民税本人課税で、合計所得金額200万円以上500万円未満の人	×1.5	第7段階	市民税本人課税で、合計所得金額200万円以上500万円未満の人	×1.5			
第7段階	市民税本人課税で、合計所得金額500万円以上の人	×1.75	第8段階	市民税本人課税で、合計所得金額500万円以上の人	×1.75			

2. 第5期保険料の所得段階設定

平成24年度から26年度までの保険給付等に必要な財源を確保しつつ、以下の点を考慮し、負担能力に応じた所得段階と保険料率を設定していきます。

1. 保険料負担と保険給付とのバランスについて
(第5期計画期間中の必要給付額の推計)
2. 第3段階の細分化について
3. 課税層の所得段階の細分化について
4. それぞれの所得段階の保険料率の設定について
5. 基準所得金額の所得段階への反映について

3. 所得段階または所得金額別の被保険者数

平成23年4月1日現在

所得段階または所得金額			所得金額			
	人数	割合		人数	割合	
第1段階	2,026人	3.1%	400万円以上500万円未満	582人	0.9%	
第2段階	11,303人	17.2%	500万円以上600万円未満	335人	0.5%	
第3段階	合計所得金額+公的年金等 収入金額120万円以下	4,978人	7.6%	600万円以上700万円未満	201人	0.3%
	合計所得金額+公的年金等 収入金額120万円超	4,802人	7.3%	700万円以上800万円未満	156人	0.2%
第4段階特例割合	11,185人	17.0%	800万円以上900万円未満	107人	0.2%	
第4段階	9,560人	14.5%	900万円以上1,000万円未満	85人	0.1%	
125万円未満	7,793人	11.8%	1,000万円以上	610人	0.9%	
125万円以上190万円未満	6,289人	9.5%	合計	65,863人	100.0%	
190万円以上200万円未満	811人	1.2%				
200万円以上300万円未満	3,914人	5.9%				
300万円以上350万円未満	699人	1.1%				
350万円以上400万円未満	427人	0.6%				

※年金収入の場合、公的年金等控除が最低でも120万円分あるため、収入と所得には乖離が生じる。

例：年金収入が120万円の場合、その所得公的年金等控除により0円ということなる。

4. 所得段階設定の粗い試算(第4期ベース)

「2. 第5期保険料の所得段階設定」でのポイントを踏まえて、次の3つのパターンでの試算をお示しします。これは、第5期の保険料と段階についての直接的な試算ではなく、新たな段階を設定した時に、どのような影響があるかを、次のようなポイントを踏まえ、イメージしていただくためのものです。

1. 第5期の給付費、保険料などは推計作業中のため、保険料は第4期基準月額を、被保険者数は平成23年4月時点のものを使用しています。試算はイメージを示すものであり、第5期の試算ではありません。
2. 基準所得金額が200万円から190万円に替わることで、保険料段階に反映させた場合、基準額を減少させることとなります。
3. 軽減部分は、再度、全体で割りなおすので、基準額が増加することとなります。
4. 7段階(合計所得金額200万円以上500万円未満)内での多段階化を検討します。
5. 3段階、7段階及び8段階の多段階化による被保険者の所得と保険料負担のバランスに配慮した細かい段階設定を検討します。

4-1 . 【試算1】 現行の8段階制(基準所得金額のみ変更)

第4期の所得段階		割合	年額	人数
第1段階	生保・老齢年金	0.50	28,320	2,026
第2段階	世帯非課税・本人合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下	0.50	28,320	11,303
第3段階	世帯非課税・本人合計所得と課税年金収入の合計が80万円超	0.75	42,480	9,780
第4段階の特例割合	市民税世帯課税・本人非課税、本人合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下	0.88	49,844	11,185
第4段階	市民税世帯課税・本人非課税、本人合計所得と課税年金収入の合計が80万円超	1.00	56,640	9,560
第5段階	本人課税、合計所得125万円未満	1.13	64,004	7,793
第6段階	本人課税、合計所得125万円以上200万円未満	1.25	70,800	7,100
第7段階	本人課税、合計所得200万円以上500万円未満	1.50	84,960	5,622
第8段階	本人課税、合計所得500万円以上	1.75	99,120	1,494
				65,863

第5期の所得段階案		旧割合	割合	割合の差	年額	人数	差額(年額)	差額(月額)
第1段階	生保・老齢年金	0.50	0.50	0.00	28,320	2,026	0	0
第2段階	世帯非課税・本人合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下	0.50	0.50	0.00	28,320	11,303	0	0
第3段階	世帯非課税・本人合計所得と課税年金収入の合計が80万円超	0.75	0.75	0.00	42,480	9,780	0	0
第4段階の特例割合	市民税世帯課税・本人非課税、本人合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下	0.88	0.88	0.00	49,844	11,185	0	0
第4段階	市民税世帯課税・本人非課税、本人合計所得と課税年金収入の合計が80万円超	1.00	1.00	0.00	56,640	9,560	0	0
第5段階	本人課税、合計所得125万円未満	1.13	1.13	0.00	64,004	7,793	0	0
第6段階	本人課税、合計所得125万円以上190万円未満	1.25	1.25	0.00	70,800	6,289	0	0
第7段階	本人課税、合計所得190万円以上500万円未満	1.50	1.50	0.00	84,960	6,433	0	0
第8段階	本人課税、合計所得500万円以上	1.75	1.75	0.00	99,120	1,494	0	0
※基準月額4,720円に仮置き						65,863		

・第6段階と第7段階の境界所得である基準所得金額が200万円から190万円に替わることでそこに該当する被保険者は段階がひとつ上がることになる。

→4ページ・ポイント5を反映。

・基準月額を仮置きして固定して試算しているため、その他の人については、影響がありません。

・190万円から200万円の所得の方の負担が増えるため、この試算では、基準月額が**15円**減少する見込みです。

※第4期をベースとした試算

4-2 . 【試算2】 第3、第8段階を多段階化

第4期の所得段階				第5期の所得段階案								
		割合	年額	人数	旧割合	割合	割合の差	年額	人数	差額 (年額)	差額 (月額)	
第1段階	生保・老齢年金	0.50	28,320	2,026	0.50	0.50	0.00	28,320	2,026	0	0	
第2段階	世帯非課税・本人合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下	0.50	28,320	11,303	0.50	0.50	0.00	28,320	11,303	0	0	
第3段階	世帯非課税・本人合計所得と課税年金収入の合計が80万円超	0.75	42,480	9,780	0.75	0.63	-0.12	35,683	4,978	-6,797	-566	
第4段階の特例割合	市民税世帯課税・本人非課税、本人合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下	0.88	49,844	11,185	0.88	0.88	0.00	49,844	11,185	0	0	
第4段階	市民税世帯課税・本人非課税、本人合計所得と課税年金	1.00	56,640	9,560	1.00	1.00	0.00	56,640	9,560	0	0	
第5段階	本人課税、合計所得125万円未満	1.13	64,004	7,793	1.13	1.13	0.00	64,004	7,793	0	0	
第6段階	本人課税、合計所得125万円以上200万円未満	1.25	70,800	7,100	1.25	1.25	0.00	70,800	6,289	0	0	
第7段階	本人課税、合計所得200万円以上500万円未満	1.50	84,960	5,622	1.50	1.50	0.00	84,960	6,433	0	0	
第8段階	本人課税、合計所得500万円以上	1.75	99,120	1,494	1.75	1.75	0.00	99,120	536	0	0	
				65,863	※基準月額4,720円に仮置き				65,863			

・試算1に加え、国が示す第3段階の細分化と第5段階以上の多段階設定を組み合わせた試算。

→4ページ・ポイント2. 3. 4を反映。

・新たな軽減分の該当人数が多いため、第8段階の上の段階を設定(割合2.0)しても、この試算では、基準月額が**12円**上昇する見込みです。

※第4期をベースとした試算

4-3. 【試算3】第7段階を多段階化

第4期の所得段階		割合	年額	人数
第1段階	生保・老齢年金	0.50	28,320	2,026
第2段階	世帯非課税・本人合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下	0.50	28,320	11,303
第3段階	世帯非課税・本人合計所得と課税年金収入の合計が80万円超	0.75	42,480	9,780
第4段階の特例割合	市民税世帯課税・本人非課税、本人合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下	0.88	49,844	11,185
第4段階	市民税世帯課税・本人非課税、本人合計所得と課税年金収入の合計が80万円超	1.00	56,640	9,560
第5段階	本人課税、合計所得125万円未満	1.13	64,004	7,793
第6段階	本人課税、合計所得125万円以上200万円未満	1.25	70,800	7,100
第7段階	本人課税、合計所得200万円以上500万円未満	1.50	84,960	5,622
第8段階	本人課税、合計所得500万円以上	1.75	99,120	1,494
				65,863

第5期の所得段階案		旧割合	割合	割合の差	年額	人数	差額(年額)	差額(月額)
第1段階	生保・老齢年金	0.50	0.50	0.00	28,320	2,026	0	0
第2段階	世帯非課税・本人合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下	0.50	0.50	0.00	28,320	11,303	0	0
新第3段階	世帯非課税・本人合計所得と課税年金収入の合計が80万円超120万円以下	0.75	0.63	-0.12	35,683	4,978	-6,797	-566
第3段階	世帯非課税・本人合計所得と課税年金収入の合計が120万円超	0.75	0.75	0.00	42,480	4,802	0	0
第4段階の特例割合	市民税世帯課税・本人非課税、本人合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下	0.88	0.88	0.00	49,844	11,185	0	0
第4段階	市民税世帯課税・本人非課税、本人合計所得と課税年金収入の合計が80万円超	1.00	1.00	0.00	56,640	9,560	0	0
第5段階	本人課税、合計所得125万円未満	1.13	1.13	0.00	64,004	7,793	0	0
第6段階	本人課税、合計所得125万円以上190万円未満	1.25	1.25	0.00	70,800	6,289	0	0
第7段階	本人課税、合計所得190万円以上350万円未満	1.50	1.50	0.00	84,960	5,424	0	0
第8段階	本人課税、合計所得350万円以上500万円未満	1.50	1.63	0.13	92,323	1,009	7,363	614
第9段階	本人課税、合計所得500万円以上700万円未満	1.75	1.75	0.00	99,120	536	0	0
第10段階	本人課税、合計所得700万円以上	1.75	2.00	0.25	113,280	958	14,160	1,180
※基準月額4,720円に仮置き						65,863		

・試算2に加え、第7段階(課税層・合計所得190万円以上500万円以下)を2つに多段階化した場合。

上位段階の割合を上げた場合(割合を1.50、1.63にした場合)

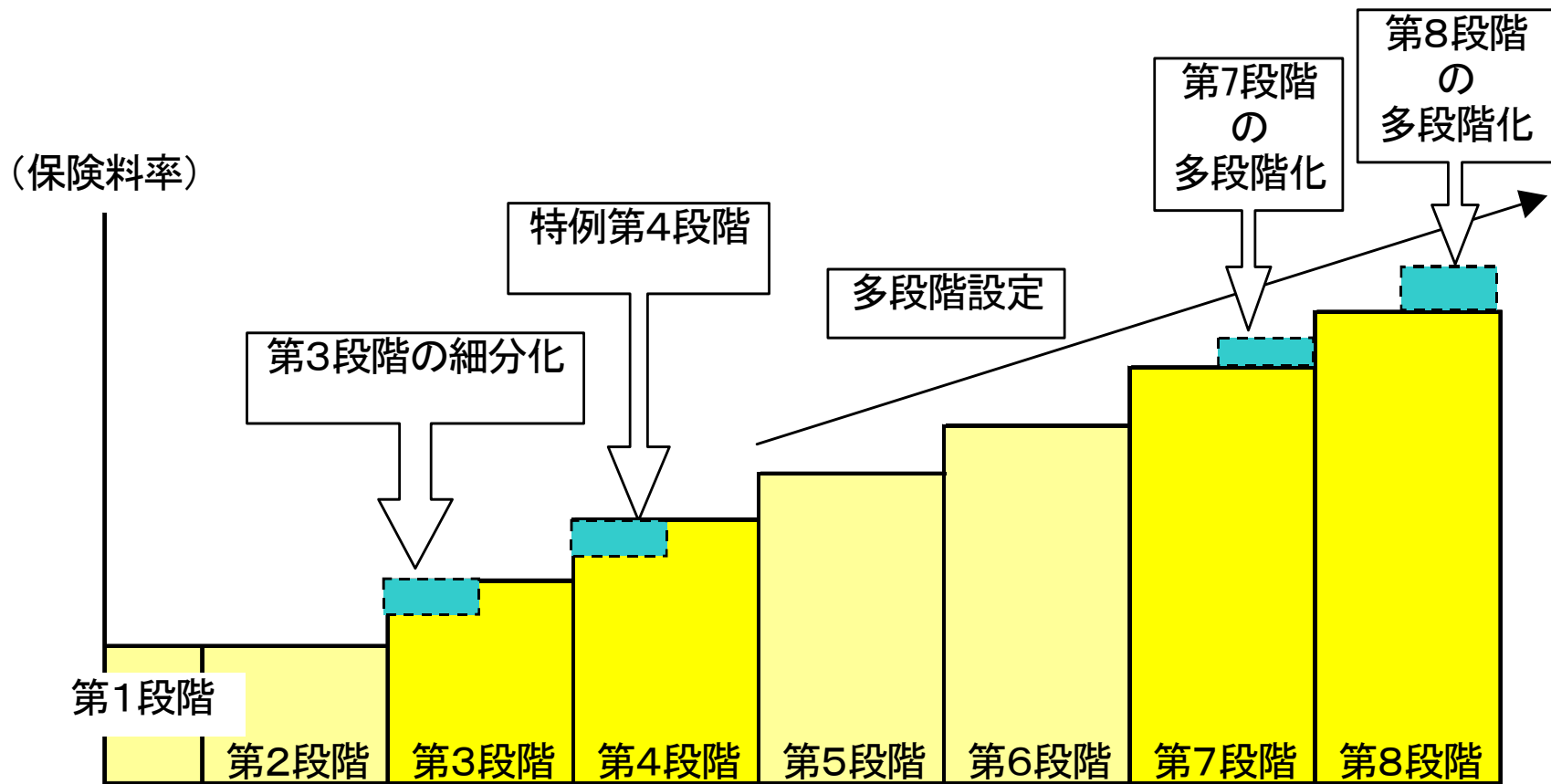
・7段階の多段階化により、新たに設定した割合で保険料を全体で負担します。

→4ページ・ポイント3.4を反映。

・軽減分を全体で割りなおすため、この試算では、基準月額が**2円**上昇する見込みです。

※第4期をベースとした試算

4-4 . イメージ図



5. 今後について

今後、次のような点について検討しながら介護保険料の基準月額、所得段階、段階ごとの保険料率を決定することになります。

- 保険給付費の自然増、介護報酬改定による増加、新たな施設整備に伴う給付費の増などを反映させた保険給付費等の見込み
- 県の財政安定化基金の取り崩しに伴い交付される額の充当
- 給付費の増加、所得段階の細分化による影響などを踏まえた介護給付費準備基金の取り崩し額の設定